国立大学教員の賃金は 「社会一般情勢」に適合しているか ~本給表の国私間比較の試み~

全国大学高専教職員組合 賃金・労働条件部

【表1~表7】については、88ページ以降に掲載しています

はじめに

日本の大学教員の賃金水準について、公務員給与制度をベースとした賃金体系が設定されてきた国公立大学と、各学校法人が独自の賃金体系を構築してきた私立大学との間に格差があり、国公立大学教員の賃金水準は私立大学教員と比較して低い水準にあるのではないかとの認識は、以前から一定の広がりをもって存在してきた。

日本の国家公務員及び地方公務員の給与は、人事院勧告及び人事委員会勧告の制度により、民間賃金との均衡を旨として定められるのが大原則となっている。非公務員化された国公立大学を設置する国立大学法人及び地方独立行政法人においても、職員の賃金体系の決定にあたっては、関係法令に「社会一般の情勢に適合」(独立行政法人通則法(旧法)第63条第3項、地方独立行政法人法第57条)、「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等・・・を考慮」(独立行政法人通則法(新法)第50条の10第3項)とあるとおり、民間賃金及び民間賃金との均衡を大原則とした(国家・地方)公務員賃金を参照基準とすることが求められている。もし、特定の職種において民間との間に無視できない程度の格差が存在していたとすれば、こうした公務員給与や(地方)独立行政法人(国立大学法人を含む)職員給与の決定原理に反する事態が生じていたことになる。

また、現実に単一の労働市場を形成している同業種・同職種との間で賃金

水準に格差が存在していれば、賃金以外の待遇でこれを補って余りあるような条件を保障するのでないかぎり、人材確保に困難を伴うことになる。現に、国公立大学教員の賃金水準が低位にあるとの認識とともに、それが私立大学への人材流出につながる大きな要因であるとの認識も、以前から存在してきた。国公立大学教員の賃金体系が人材確保に支障をきたすようなものになっているとすれば、大学の経営上も、また大学に求められる公共的使命を充分果たす上でも重大な問題である。

以上のことから、国公立大学教員と私立大学教員の賃金体系に実際に格差があるのか、あるとすればどの程度の、どのような特徴をもった格差なのか、その実態を明らかにすることは重要な課題だと考えられる。

しかし、国公立大学教員と私立大学教員の賃金体系の比較を行う上で充分な統計資料が作成・公表されていないこと、国公立大学のうち教員数で多数を占める国立大学については国家公務員の給与制度を引き継いだ関係で地域給を除けば全国的にほぼ共通の賃金体系である一方、私立大学の賃金体系は千差万別であることから、実態を明らかにする作業は必ずしも容易ではなく、これまで充分に行われてきたとはいえない。

本稿では、国公立大学、私立大学のいずれにおいても賃金体系の中軸を占めている本給について、各地の私立大学教職員組合がまとめた各私立大学の本給表の資料をもとに、国家公務員教育職俸給表(一)及びこれを基に国立大学協会が日本人事行政研究所に委託のうえ作成、提供している「参考俸給表」を全国立大学法人で使用している国立大学の本給との水準比較を行うことで、賃金格差の実態の一端を明らかにすることを試みる。

※なお、公立大学教員については、法人化以前は地方公務員制度のもとで国家公務員教育職俸給表(一)に準じた本給表による賃金体系であったところ、法人化後もこれを基本的に維持しているケース、年俸制導入などによって独自の賃金体系に移行したケース等があり、現状は国立大学教員の賃金体系と必ずしも同一視できない面があるが、本稿ではひとまず国公立大学のうち国立大学教員の本給を代表的なものとして扱って私立大学との水準比較を行う。

1. 国立大学教員と私立大学教員の賃金水準にかかわるさまざまな統計資料

(1) 人事院の民間給与実態調査

i) 人事院の民間給与実態調査の性質と、各俸給表改定との関係

人事院は、国家公務員法の情勢適応原則に基づいて一般職の国家公務員の 給与を民間企業の同等業種、同等職種の賃金と均衡させる形で改定する勧告 を行うための資料として、毎年5~6月頃に地方自治体の人事委員会と合同 で「職種別民間給与実態調査」を実施し、当年4月の月例給与と、前年冬季 及び当年夏季の一時金の支給実態を調べている。調査対象は企業規模50人 以上かつ事業所規模50人以上の事業所で、2015年調査の場合、対象事業所 数約54,900のうち12,311事業所を層化無作為抽出し、そのうち調査を完了 できた10,649事業所の給与支給実態が集計されている。対象職種は76職種 で、大学教員もこれに含まれている。

しかし、この人事院の調査によって把握された大学教員の賃金実態に基づいて、国家公務員において大学に相当する教育機関の教員に適用される俸給表である教育職俸給表(一)の改定が行われるわけではない。一般職の国家公務員に適用される 19 種類にわたる俸給表のうち、人事院勧告で官民比較に基づく給与改定を行う対象とされているのは、現在、一般行政事務を行う職員等に適用される行政職俸給表(一)のみとなっているからである。民間給与実態調査のうち事務、技術関係職種の調査結果と、人事院が同時期に実施する国家公務員給与実態調査のうち行政職俸給表(一)の調査結果との較差が、人事院勧告において給与改定を行う根拠とされ、人事院勧告の直接の対象となる一般職給与法適用職員以外に 700 万人以上の労働者の賃金水準に影響を与える、いわゆる「官民較差」の内実である。

教育職、研究職、海事職、医療職などの俸給表については、行政職俸給表 (一)の改定内容(職務の級ごと、また適用される年齢層ごとの改定率など)を当てはめて改定されているのみで、これらの職種についての民間給与実態調査の結果は、参考資料として扱われているにすぎない。(ただし、一部の俸給

表 (特に医師に適用される医療職俸給表 (一)) について、人材確保などの必要性から行政職 (一) の改定と異なる扱いが行われることがある。)

なお、1974年以前の人事院勧告では行政職(一)、(二)、海事職(一)、(二)、研究職、医療職(一)、(二)、(三)、教育職(一)、(二)の10職種による総合比較が行われていたが、これも対象職種全体で官民較差を決定するもので、個々の対象職種ごとの民間給与実態調査の結果に基づいて個々の俸給表の改定が行われていたわけではない。1975年以降行政職(一)(二)のみ(2004年以降は行政職(一)のみ)での官民比較で人事院勧告が行われるようになった理由は、人材確保法により義務教育諸学校教員等について俸給表の水準の改善が行われたこととの関係だとされている。

ii) 民間給与実態調査に示される私立大学教員賃金

毎年の民間給与実態調査報告書から、大学教員に係る職種に係るものを次節で採り上げる学校教員統計調査とほぼ時期を合わせた3年おきに書き出したものを【表1】に示す。(ただし、本稿での教員本給についての検討対象としていない「大学学長」「大学学部長」については割愛した。なお、毎年の人事院勧告の参考資料にも基本的に同内容のものが示されている。)

まず、この調査では国公立大学教員の給与実態は示されていない(国家公務員給与実態調査の対象ともならない一方、民間給与実態調査にも「政府機関及びその関係機関」「地方公共団体及びその関係機関」を調査対象外としているため含まれない。逆にこのことから、民間給与実態調査の大学教員関係職種は私立大学のみを対象とした調査結果を示しているといえる)ことから、この資料のみから国公立大学教員と私立大学教員の賃金格差を検討することはできない。

また、各年次の調査結果のばらつきが極めて大きいことが見てとれる(表 1で言えば、2014年調査の大学教授とそれ以前の各年次の給与額、2008年 と 2011年の大学助手の給与額など)。このことは、民間給与実態調査が抽出 調査であり、調査を行った私立大学の数が限られている(調査結果の「大学 学長」の数を調査対象の大学数とみなすと、各年次において毎年、おおむね $20\sim 50$ 程度の私立大学を調査しているものと推定される。)ために、当該年次で調査対象となった個々の私立大学の賃金水準に調査結果が大きく影響されてしまうことを窺わせる。

以上の点から、人事院の民間給与実態調査の大学教員関係職種のデータから私立大学教員の賃金水準について国公立大学と比較するための手掛かりをつかむことはかなり困難である。また、私立大学教員の賃金水準自体が上昇傾向にあるのか、低下傾向にあるのかも明確にはつかむことができない。

このように、人事院自身が給与勧告の内容を決定するための官民比較の データとして利用しておらず、参考として調査しているにすぎない民間給与 実態調査の大学教員関係職種のデータは、残念ながら国公立大学で大学教員 の賃金水準・賃金体系を検討するための参考資料としてもあまり有用といえ るものにはなっていない。

(2) 学校教員統計調査

学校教員統計調査は学校教育法に規定する学校すべてを対象として教員の構成並びに個人属性、職務態様及び異動状況を調査するもので、統計法による基幹統計調査として3年に一度、10月1日現在の状況が悉皆調査されるものである。

個々の教員の属性等を尋ねる「教員個人調査」の調査項目の中に、調査時点での職名、年齢等とともに給料月額(諸手当や調整額を含まない本俸)を記載する欄があり、これをもとに「給料月額別職名別本務教員数」という統計表が作成され、学校種ごと、かつ設置形態ごとに、職名別の平均給料月額や給料月額の階層別教員数が公表されている。

このうち国立大学と私立大学の職名別平均給料月額を統計表から書き出したものを【表 2】に示す。国立大学法人化前の最後の調査である 2001 年調査から直近の 2013 年調査までを示した。また、学校教員統計調査は 1968 年から実施されているものであるが、現在と同様の形の統計表が公表されているもので最も古い 1974 年調査についても参考に示した。

この調査は、国立大学、私立大学とも同一基準で行われ設置形態別の統計

表が公表されていることから、国立大学、私立大学間の比較に活用できる。 また悉皆調査であることから、人事院の調査におけるような少数の標本調査 ゆえの結果のばらつきを免れている。ただし一方で、調査対象があくまで本 俸のみであるため、本俸と諸手当の構成比率が国立大学、私立大学間で異な るなどして、実際に教員に支給される賃金の実態とは一定のズレが生じてい る可能性があることに注意する必要がある。

時系列でみると、まず直近の2013年調査は、国家公務員給与臨時特例法に準じた自主的な措置を講じるよう求めた政府の要請やそれを前提とする人件費相当の運営費交付金減額措置への対応として、すべての国立大学法人で本俸を含む賃金の臨時減額が行われていた時期に当たっており、その影響で特に減額率の高かった教授と准教授を中心に国立大学教員の給料月額が極度に低下し、私立大学のそれとの格差が甚大になっていたことが読み取れる。

それ以前の年次においては、特に国立大学の教授の給料月額が年々低下し、 私立大学のそれとの比でも顕著な低下をみていることが見てとれる。私立大 学教授の方が平均年齢が高く、給料月額の差のうち一定の部分はこの点から も説明が可能であるが、給料月額の格差が拡大していることの説明は平均年 齢の違いからは不可能である(むしろ平均年齢の差は縮小している)。

教授以外の職についてみると、准教授(2004年調査以前は助教授)及び講師についても、教授ほど顕著ではないが国立大学の給料月額の相対的低下(平均給料月額の私立大学比の低下)がみられる。助教及び2004年調査以前の助手については逆に国立大学の方が平均給料月額は高い結果が出ており、私立大学との助教ポストの位置付けの違いを反映していると考えられるが、その差は年々縮小しており、ここでも国立大学の給料月額の水準が相対的に下がっていく傾向が見てとれる。2007年調査以降の助手については、国立大学と私立大学で在職実態(教員数、平均年齢など)が大きく異なっており、給料月額の単純な比較は困難である。

以上のように、給料月額(本俸)という限定的な範囲ではあるが、学校教 員統計調査という悉皆的かつ時系列的な比較が可能なデータから、国立大学 教員の賃金(少なくとも本俸)が私立大学教員のそれと比べ、教授から助教 までの各職位に共通して相対的に低下する傾向がみられること、特に上位の 職位(教授など)に行くに従って国立大学教員賃金の私立大学と比べた相対 的地位が低まっていることが少なくとも読み取れる。

なお、参考に示した1974年調査のデータからは、過去には国立大学の本給 が私立大学と比べ全般的により高い水準にあったことが読み取れる。実際、 1974年3月1日に越智勇一日本学術会議会長が文部大臣宛に「私立大学教職 員の待遇改善について | 申入れを行い、そこでは「(私立大学) 教職員の待遇 は国公立大学教職員と比べて概して低い状況におかれていることは人事院調 査などでも知られております | とされていた。また、翌1975年7月7日付 けの伏見康治同会議会長代理名の人事院総裁宛申し入れ「国立大学教官並び に研究公務員の待遇改善について一では、「大学教員については、概して公務 員給与先導型であることからして、その思い切った給与引き上げは、私立大 学教員の待遇改善にも当然に好影響を及ぼすものと考えられ、また、好影響 をもたらすように積極的に措置することが必要である」とされた。このよう に私立大学教員の低待遇こそが学術界全体で政府機関に解決を働きかける課 題とされた時代があったことには隔世の感があるが、一方で、人事院勧告制 度に対して単に公務員給与を適正な水準に保つだけでなく、多様な職種の労 働者の待遇を改善していくことに資する政策的役割が期待されていたことは、 現在の私達に対しても示唆的である。

2. 給与表データによる賃金水準比較の試行

(1) 比較の基となるデータ

各地の私立大学の教職員組合の連合体では、賃金・労働条件及び教育研究 条件の改善を進めるための資料として、連合体に加盟する各大学の教職員組 合からの情報提供に基づき、各大学における本給、諸手当など賃金の最新状 況、その他労働条件、教育研究条件に関する制度内容や合意事項等をまとめ た資料集を刊行している。

本稿では、2014年度の調査結果をまとめた資料集を入手できた首都圏、東 海地区、京滋地区の私立大学のうち、教員の職位別、年齢別の賃金額を示し た賃金表を同資料集に掲載している63大学の給与表について、これを単純 に平均することで、私立大学の多くが立地する三大都市圏の大小さまざまな 私立大学における教員賃金の模式的なデータを作成した。【表5】

なお、63大学は次のとおりである。

慶応大、専修大、中央大、東洋大、日本大、法政大、明治大、立教大、 早稲田大、関東学院大、上智大、青山学院大、神奈川大、国土舘大、 桜美林大、作新学院大、城西大、尚美学園大、大東文化大、拓殖大、 東京家政学院大、東京経済大、東京女子大、独協大、二松学舎大、 日本体育大、武蔵野大、武蔵野美術大、和光大、成蹊大、文化学園大、 杏林大、工学院大、湘南工科大、東邦大、明治薬科大、神奈川工科大、 芝浦工業大、昭和薬科大、東京電機大、東京立正短大、名城大、愛知大、 日本福祉大、中京大、愛知工業大、大同大、愛知学院大、名古屋芸術大、 桜花学園大・名古屋短大、東海学園大、四日市大、愛知淑徳大、

人間環境大、京都経済短大、京都光華女子大、京都産業大、京都女子大、 京都嵯峨芸大、京都橘大、立命館大、龍谷大、関西大

また、資料の提供に協力いただいた東京地区私立大学教職員組合連合、東 海地区私立大学教職員組合連合、京都私大教職員組合連絡協議会、京滋地区 私立大学教職員組合連合に謝意を表したい。

(2) 比較の方法

比較対象として使用する私立大学教員の賃金表(63大学を単純平均した模 式データ)は、年齢を縦軸、職位を横軸にとり、年齢、職位ごとの標準的な 賃金月額を示したものである。ただし、これはあくまで標準的な賃金月額で あり、採用及び昇任時の年齢、採用前の職務経験などによって、賃金実態は 標準どおりとはならない場合がある。実際に、たとえば『首都圏私大の賃金 及び教育・研究・労働条件(2014年)』を引くと、賃金表に関し「各私大の 昇給・昇格規定に基づき、最短で昇格した場合のモデル賃金表 | であること、 「教員の賃金表については、マスター卒(24歳)を基準にし」ていることが 明記されている。国立大学の本給との比較にあたっては、これと条件が等し くなるように行う必要がある。

ほぼすべての国立大学で常勤教員に共通して適用されている国家公務員の 教育職俸給表(一)に準じた国立大学協会の参考給与表においては、職務の 級は職位と原則として連動しており(5級=教授、4級=准教授、3級=講師、 2級=助教。なお、国家公務員の教育職俸給表(一)は旧1級(教務職員) が廃止され、2級から5級までがそれぞれ繰り上がって1級から4級となっ ており、さらに省庁別大学校の副校長等に適用するための新5級が創設され ているので注意が必要である)、級に格付けするための必要経験年数(講師 3級=4年制大卒後6年、准教授4級=同9年、教授5級=同16年)を充 たさない場合を除き、職位に対応した職務の級に格付けされる。号俸につい ては、人事院規則9-8 (初任給、昇給、昇格の基準)及び関連する人事院 通知に基づいて決定されるが、さきに述べた「マスター卒(24歳)」と同等 になる「修士課程修了」で大学の助教に採用された場合の初任給は、人事院 規則 9-8 別表第二のリにより、教育職(一)1級 13 号俸(国大協参考俸給表 では2級13号俸)である。その他、同規則の在級期間表などを適用すると、 【表 3】 及び【表 4】 のとおり、「マスター卒(24歳) 」を振り出しに最短で 昇格し、標準的な昇給を続けた場合の国立大学教員におけるモデル賃金表が 作成できた。

これを前項の【表5】と比較することにより、国立大学教員の本給の標準

的な賃金体系と、私立大学教員のそれとの間で基本的に同等の条件で比較を 行うことができる。

ただし、私立大学の賃金表については「第二基本給的な調整手当」(前掲『首都圏私大の賃金及び教育・研究・労働条件』)等を加算後の額であるものや、地域給を加算後のものであるものが含まれている。国立大学教員の場合、ここでいう「第二基本給的な調整手当」に相当するものとして、「俸給の調整額(いわゆる大学院担当手当)」が考えられるので、比較結果の検討にあたっては、【表3】【表4】の国立大学教員のモデル賃金はあくまで本給のみであり、「俸給の調整額」や「地域手当」が含まれていないことに注意を要する。

(3) 比較の結果

【表 6 】及び【表 7 】に示したとおり、入手できた 63 私立大学の年齢・職位別賃金表の平均額と国立大学教員の本給との単純比較においては、すべての職位、年齢において私立大学が国立大学を上回った。

その中でも、初任給付近においては比較的差が小さい(後述する調整額、 地域手当等の点を考えれば国立大学の方が高い可能性もある)一方、中高年 層において非常に差が大きい(特に、中高年で准教授以下の職位に在職する 場合の差がきわめて大きい)ことが明らかである。

これは、第2節で示した学校教員統計調査の統計表に基づいた国立大学教員、私立大学教員の平均給料月額の比較と比べても、全体的に相当大きな「格差」になっている。このことは、前項の末尾で述べたとおり、「俸給の調整額(大学院の授業担当又は学生の指導を行う場合(調整数2)で本給月額の約6~7%程度の定額)」や地域手当支給対象地域における地域手当が、【表3】【表4】の国立大学教員のモデル賃金には含まれていないことの影響によるものと考えられるので、【表6】【表7】にあらわれた「格差」を評価する上では、この点を割り引いて行う必要がある。

しかし、「俸給の調整額」や「地域手当」は対象となる教職員全員に定額または定率で支給されるものであるから、これらを考慮することで「格差」の程度が若干縮小することはあっても、「格差」の構造、つまりキャリアの長い

中高年層の教員ほど私立大学との比較で相対的に劣悪な賃金水準にあることは、これらの手当等を考慮に入れても変わるものではない。このことは、国立大学の教員賃金体系がそなえるべき人材確保の機能のうち、特に人材の定着という面で憂慮すべき事実である。

まとめと今後の課題

2 節で行った本給表による水準比較から、全般的にみて私立大学(少なくとも三大都市圏に所在する私立大学のうち相当数の大学)の平均的水準と比較して国立大学教員の本給の水準が低位にあること、特にキャリアの長い中高年齢層では相当な賃金格差が生じている可能性が高いことが示唆された。

あくまで「示唆」というに留めたのは、本来賃金比較は給与支給実態の調査によって行われるべきところ、1節で述べたとおり、国立大学と私立大学の給与支給実態を比較するに足る統計資料が得られていないためである。国立大学教員に社会情勢準拠の点からも人材確保の点からも適正な給与を支払うためには、労働条件の共同決定の一方の主体であり、国及び国民に対する説明責任を果たす主体でもある各法人の使用者側こそが、国立大学教員と私立大学教員の給与支給実態の比較調査を行うことが求められる。

1節で示した学校教員統計調査の時系列データからは、大学教員賃金(少なくとも本給)の国立、私立間の格差は、近年になって拡大傾向にあったことが示唆される。この格差拡大がどのように生じたのか、過去の年度の人事院勧告の水準と、私立大学における賃金改定の状況との比較などを通じて検証することも今後の課題である。

また、国立大学教員については、2014年度から文部科学省が「国立大学改革プラン」による「改革加速期間」の取り組みとして、各大学にノルマを設定させて専任教員の10~20%程度の教員の各大学独自の年俸制賃金体系へ

の移行を行わせた。この年俸制による賃金体系が国立大学の人材確保に適したものとなっているかを検証するためには、私立大学教員と国立大学教員 (年俸制教員、月給制教員いずれも)との年収ベースでの比較も必要になると思われる。

あわせて、「はじめに」の末尾に付記したとおり公立大学教員の賃金水準の 検討も必要である。

さらに、国立大学を構成する教員以外の職種の職員のうち、事務職員、技術職員、図書館職員については、法人化前から大学以外の各省庁等との給与格差の問題が明らかにされ、改善を求める運動が取り組まれてきていたこと、各法人が毎年度発表する「役職員の給与水準の公表」において対国家公務員(事務・技術・図書館職員に相当する国家公務員の俸給表である行政職俸給表(一)適用職員)との比較指標(ラスパイレス指数)が示されていることなどから、これまでもっぱら対国家公務員での賃金水準の比較と、昇任・昇格の改善による賃金水準の向上に目が向けられてきた。これは、大学の事務職員の人材確保面での競争相手として国家公務員、(人事委員会勧告制度などを通じ、国家公務員とほぼ同等の賃金体系・賃金水準のもとにある)地方公務員、またこれらと官民均衡していると考えられる民間企業の事務・技術職が現実に有力である実態も踏まえたものであり、今後も対国家公務員ラスパイレス指数の改善(格差の解消)を指標に、賃金改善に取り組む必要があると考えられる。

しかし、国公私立大学を通じた大学間競争を考えると、事務職員等についても、私立大学との関係で魅力ある賃金体系を設定し、人材確保をはかる必要性も出てきていると考えられる。私立大学の多くは事務職員に国家公務員行政職(一)俸給表とは級の構成などが大きく異なる独自の本給表を適用していること、学校教育法により職位ごとの職務、職責が国公私立共通に規定されている教員の場合と異なり、職名(たとえば「課長」)と職務・職責の対応関係が国立大学、私立大学を問わずどの法人でも同一であるとの想定が成り立たないことから、本稿2節で行ったような方式では国立大学と私立大学

の事務職員等の間で本給表の水準比較を行うことはできないが、何らかの形 で職員の賃金体系、賃金水準の比較を行うことも、今後の課題である。

国立大学法人化から12年になるが、この間、国立大学では、「独自の賃金体系を策定する能力がない」「承継職員に対する退職手当相当の特殊要因運営費交付金の算定は国家公務員として在職した場合の仮定計算で行われるので、国家公務員の俸給表や俸給制度から離れると実務面で支障が生じる」などを理由に、人事院勧告による俸給表を(それを部分的に補った国大協作成の参考俸給表を含め)自大学の就業規則にそのまま引き写す対応を繰り返してきた。俸給表そのものを独自体系に移行しなくても、諸手当の改善や昇給・昇格運用の改善によって賃金水準を改善させることは可能であるが、そうした取り組みも極めて不十分であった。

そうした対応の結果、本稿でみてきた教員給与の対私大格差拡大(または相対的水準低下)の進行、また事務・技術職員の対国家公務員ラスパイレス指数の低水準での固定化のように、教職員賃金は「社会一般の情勢」からかけ離れ、人材確保に支障をもたらすようなものになってきている。こうした状況は、国家公務員の地域給の制度設計が地域ごとの生計費の差を根拠とする調整手当(最大12%)から地域ごとの民間賃金を根拠とした地域手当(最大20%)とされ、この改定財源としての本給切り下げが行われてきたことで、地方大学においてより深刻なものとなっている。

人事院勧告への準拠のみが社会一般情勢への準拠であるかのような言説が何をもたらしてきたのか、その内実を問いながら、教職員の賃金体系、賃金水準の抜本的改善を図る途を探っていくことが、国公立大学の社会的使命を守り充実させる上でも求められている。

【表 1】人事院民間給与実態調査における私立大学教員賃金(月例給の実支給額)

大学教授

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) -(B)
2002年4月	3.921	56.2	748.841	609	748.232
2005年4月		55.9	724,420	2.082	722.338
2008年4月		55.9	747,911	3,071	744,840
2011年4月	2,722	56.5	742,171	2,768	739,403
2014年4月	2,442	55.6	799,264	30,919	768,345

大学准教授(2005年調査以前は助教授)

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) -(B)
2002年4月	2,697	47.0	598,407	1,052	597,355
2005年4月	2,041	46.5	582,421	1,336	581,085
2008年4月	1,925	45.6	581,406	2,430	578,976
2011年4月	2,029	47.0	587,492	2,691	584,801
2014年4月	1,836	46.4	610,165	12,653	597,512

大学講師

		.0.	NET 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	COLUMN NEW YORK OF THE	0.
年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) -(B)
2002年4月	1,957	42.7	513,898	3,717	510,181
2005年4月	1,515	41.3	496,046	2,393	493,653
2008年4月	1,352	41.0	494,705	4,807	489,898
2011年4月	1,394	42.3	505,314	7,458	497,856
2014年4月	1,171	42.6	513,977	8,704	505,273

大学助教、助手

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) -(B)	備考
2002年4月	1,409	36.9	423,057	13,046	410,011	(助手)
2005年4月	996	36.6	430,798	11,372	419,426	(助手)
2008年4月	619	37.0	451,209	23,243	427,966	(助教)
2000年4月	313	34.7	467,732	20	467,712	(助手)
2011年4月	721	39.0	486,365	30,022	456,343	(助教)
2011年4月	298	37.8	376,424	8,378	368,046	(助手)
2014年4月	794	37.5	427,125	24,343	402,782	(助教)

【表2】学校教員統計調査における国立及び私立大学教員の給料月額(本給)

2001年10月調査

職名	教員数	教員数	平均年齡	平均年齡	平均	給料月額	給料月額	給料月額比
1000	(国立)	(私立)	(国立)	(私立)	年齢差	(国立)	(私立)	(私立=100)
教授	20,980	34,547	54.9	58.5	3.6	577.3	586.6	98.4
助教授	17,011	15,703	44.2	47.2	3.0	452.6	478.5	94.6
講師	5,196	12,097	41.7	42.4	0.7	410.4	397.5	103.2
助手	17,528	16,723	37.6	36.0	-1.6	339.8	277.0	122.7

2004年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	21,998	38,186	55.2			561.8		1.1-1-
助教授	17,583	17,266	44.4	47.4	3.0	446.6	475.3	94.0
講師	4,981	13,371	42.2	42.6	0.4	402.2	398.7	100.9
助手	16,700	17,176	38.1	36.0	-2.1	335.1	278.1	120.5

2007年10月調查

2001-10/1	DMIE							
職名	教員数	教員数	平均年齡	1 . 2 1 111		給料月額	給料月額	給料月額比
	(国立)	(私立)	(国立)	(私立)	年齢差	(国立)	(私立)	(私立=100)
教授	22,365	41,414	55.4	58.6	3.2	542.3	579.1	93.6
准教授	17,728	19,028	44.8	47.3	2.5	436.3	471.0	92.6
講師	4,839	13,782	42.7	42.8	0.1	390.8	393.3	99.4
助教	15,661	14,779	38.2	36.5	-1.8	334.0	292.4	114.2
助手	776	4,670	44.0	33.9	-10.0	341.2	286.6	119.0

2010年10日調査

2010-10/1	DA TT		5					
職名	教員数	教員数	平均年齡	平均年齢	平均	給料月額	給料月額	給料月額比
	(国立)	(私立)	(国立)	(私立)	年齢差	(国立)	(私立)	(私立=100)
教授	21,842	42,860	55.7	58.8	3.1	529.4	574.9	92.1
准教授	17,649	20,094	45.4	47.6	2.2	433.4	467.1	92.8
講師	4,581	13,182	43.3	43.6	0.3	392.0	393.5	99.6
助教	16,495	16,733	38.6	37.0	-1.6	344.2	305.9	112.5
助手	750	4,431	42.7	33.7	-9.0	336.4	270.3	124.5

2013年10月調査

職名	教員数	教員数	平均年齢	平均年齢	平均	給料月額	給料月額	給料月額比
1000	(国立)	(私立)	(国立)	(私立)	年齢差	(国立)	(私立)	(私立=100)
教授	21,556	43,257	56.0	58.9	2.9	487.7	569.9	85.6
准教授	17,774	20,975	45.9	47.9	2.0	413.8	466.5	88.7
講師	4,906	13,632	43.8	44.1	0.3	382.5	396.2	96.5
助教	17,431	17,023	39.1	37.6	-1.5	343.1	327.9	104.6
助手	701	5,305	43.1	34.4	-8.7	339.0	263.2	128.8

(参考)1974年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	10,598	14,655	53.1	57.1	4.0	221.0	197.7	111.8
助教授	9,728	7,775	41.7	42.3	0.6	151.3	156.5	96.7
講師	3,148	7,998	36.6	39.2	2.6	124.6	123.0	101.3
助手	10,733	9,861	33.1	30.3	-2.8	106.0	101.0	105.0

【表3】国家公務員教育職俸給表(一)と国大協参考俸給表に基づいた 各国立大学の大学教員本給表(2011年人勧(以後2014年まで改定なし)) (基幹号俸を抽出し、修士修了初任給(24歳)から最短で昇任しかつ年4号給 昇給した場合のモデル年齢を加えたもの)

号俸	年齢	2級 (助教)	年齢	3級 (講師)	年齢	4級 (准教授)	年齢	5級 (教授)
1		204,600		265,400		316,200		408,000
5		213,300		277,800		330,200		418,100
9		222,200	28	288,900	31	344,300	38	427,900
13	24	231,700	29	300,200	32	357,500	39	437,200
17	25	241,100	30	310,200	33	367,900	40	446,600
21	26		31	321,200	34	377,000	41	456,300
25	27	265,800	32	332,100	35	385,300	42	465,500
29	28	277,800	33	342,000	36	393,000	43	474,300
33	29	288,500	34	350,900	37	400,200	44	483,000
37	30	299,800	35	359,900	38	407,200	45	492,000
41	31	308,900	36	368,100	39	413,700	46	500,100
45	32	313,600	37	375,800	40	419,900	47	507,800
49	33	318,200	38	383,100	41	426,300	48	515,200
53	34	322,700	39	389,900	42	431,000	49	522,700
57	35	327,100	40	395,900	43	434,800	50	529,500
61	36	331,400	41	401,700	44	438,500	51	534,700
65	37	335,700	42	407,200	45	442,600	52	538,500
69	38	340,000	43	411,500	46	446,600	53	542,100
73	39		44	415,000	47	450,700	54	545,600
77	40	348,100	45	418,300	48		55	549,200
81	41	352,100	46	420,400	49	457,400	56	552,800
89	42	358,200	47	424,900	50	462,600		
93	43	360,100	48	427,000	51	465,100		
97	44	362,100	49	429,100	52	467,700		
101	45		50	431,000	53	470,200		
105	46	366,000	51	433,100				
109	47	368,100	52	435,200				
113	48	370,200	53	437,300				
117	49	372,100	54	439,400				
121	50	373,900						
125	51	375,800						
129	52	The second secon						
133	53							
137	54							
141	55	383,800						

→,国大協の参考給与表で独自に追加の号俸

※なお、必要経験年数の関係で3~5級の1号俸、5号俸は 実際には使われず、下位の級での格付けとなる。

【表4】国立大学の職位、 年齢別モデル本給月額 (表3を組み替えたもの)

【表 5 】63 私大の職位、 年齢別モデル給与月額の平均 (2014 年私立大学賃金資料による)

丰齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				231,700
25				241,100
26			253,500	253,500
27			265,800	265,800
28		100 No. 00 No. 0	288,900	277,800
29		300,200	300,200	288,500
30		310,200	310,200	299,800
31		344,300	321,200	308,900
32		357,500	332,100	313,600
33		367,900	342,000	318,200
34		377,000	350,900	322,700
35		385,300	359,900	327,100
36	393,000	393,000	368,100	331,400
37	400,200	400,200	375,800	335,700
38	427,900	407,200	383,100	340,000
39	437,200	413,700	389,900	344,000
40		419,900	395,900	348,100
41	456,300	426,300	401,700	352,100
42	465,500	431,000	407,200	358,200
43	474,300	434,800	411,500	360,100
44 45	483,000	438,500	415,000	362,100
46	492,000	442,600	418,300	364,000
47	500,100 507,800	446,600 450,700	420,400 424,900	366,000 368,100
48	515,200	454,600	424,900	370,200
49	522,700	457,400	429,100	370,200
50		462,600	431,000	373,900
51	534,700	465,100	433,100	375,800
52	538,500	467,700	435,200	377,800
53	542,100	470,200	437,300	379,800
54	545,600	470,200	439,400	381,800
55	549,200	470,200	439,400	383,800
56	552,800	470,200	439,400	383,800
57		470,200	439,400	383,800
58	552,800	470,200	439,400	383,800
59	552,800	470,200	439,400	383,800
60	552,800	470,200	439,400	383,800
61	552,800	470,200	439,400	383,800
62	552,800	470,200	439,400	383,800
63	552,800	470,200	439,400	383,800
64	552,800	470,200	439,400	383,800
65	552,800	470,200	439,400	383,800

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				247,611
25				262,690
26			285,288	276,986
27			299,621	290,623
28			309,983	305,165
29		331,433	323,777	318,740
30		346,615	336,319	332,279
31		364,960	351,002	346,042
32		377,153	364,695	355,704
33		389,801	378,180	367,726
34		404,324	391,798	379,933
35		418,197	405,017	391,881
36	438,747	431,387	417,689	403,146
37	454,307	444,934	430,241	414,285
38	471,043	458,064	442,615	425,440
39	484,394	470,772	454,861	436,045
40	496,165	483,300	466,647	446,356
41	509,025	493,733	477,157	454,730
42	520,554	505,189	487,305	462,929
43	533,491	516,279	496,995	470,550
44	546,027	526,890	505,877	477,674
45	558,863	537,270	514,537	484,387
46	570,559	546,551	522,278	490,665
47	581,906	555,217	529,535	496,045
48	592,911	563,525	535,815	500,362
49	603,667	571,244	542,046	504,745
50	613,891	578,511	547,608	508,621
51	622,789	584,175	551,826	511,662
52	631,218	589,621	555,749	514,758
53	638,876	594,538	559,330	517,286
54	646,110	598,702	562,349	519,520
55	652,659	602,185	565,051	521,465
56	657,857	604,889	566,974	523,071
57	662,471	607,214	568,747	524,428
58	666,711	609,329	565,091	525,484
59	670,223	611,067	571,621	526,460
60	673,288	612,599	572,700	527,356
61	674,553	614,073	575,409	529,528
62	676,222	614,949	575,866	530,161
63	677,388	615,489	576,334	530,375
64	678,593 679,211	615,907 616,071	576,697 576,842	530,837 531,096

【表6】表4と表5の本給·給与 月額の差額

【表7】表4と表5の給料 月額の比(表5を100とする)

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				5/03/2002/2003
24				-15,911
25				-21,590
26			-31,788	-23,486
27			-33,821	-24,823
28			-21,083	-27,365
29		-31,233	-23,577	-30,240
30		-36,415	-26,119	-32,479
31		-20,660	-29,802	-37,142
32		-19,653	-32,595	-42,104
33		-21,901	-36,180	-49,526
34		-27,324	-40,898	-57,233
35		-32,897	-45,117	-64,781
36	-45,747	-38,387	-49,589	-71,746
37	-54,107	-44,734	-54,441	-78,585
38	-43,143	-50,864	-59,515	-85,440
39	-47,194	-57,072	-64,961	-92,045
40	-49,565	-63,400	-70,747	-98,256
41	-52,725	-67,433	-75,457	-102,630
42	-55,054	-74,189	-80,105	-104,729
43	-59,191	-81,479	-85,495	-110,450
44	-63,027	-88,390	-90,877	-115,574
45	-66,863	-94,670	-96,237	-120,387
46	-70,459	-99,951	-101,878	-124,665
47	-74,106	-104,517	-104,635	-127,945
48	-77,711	-108,925	-108,815	-130,162
49	-80,967	-113,844	-112,946	-132,645
50	-84,391	-115,911	-116,608	-134,721
51	-88,089	-119,075	-118,726	-135,862
52	-92,718	-121,921	-120,549	-136,958
53	-96,776	-124,338	-122,030	-137,486
54	-100,510	-128,502	-122,949	-137,720
55	-103,459	-131,985	-125,651	-137,665
56	-105,057	-134,689	-127,574	-139,271
57	-109,671	-137,014	-129,347	-140,628
58	-113,911	-139,129	-125,691	-141,684
59	-117,423	-140,867	-132,221	-142,660
60	-120,488	-142,399	-133,300	-143,556
61	-121,753	-143,873	-136,009	-145,728
62	-123,422	-144,749	-136,466	-146,361
63	-124,588	-145,289	-136,934	-146,575
64	-125,793	-145,707	-137,297	-147,037
65	-126,411	-145,871	-137,442	-147,296

年齢	教授	准教授	講師	助教
22	C 10 10			
23				
24				93.6%
25				91.8%
26			88.9%	91.5%
27			88.7%	91.5%
28			93.2%	91.0%
29		90.6%	92.7%	90.5%
30		89.5%	92.2%	90.2%
31		94.3%	91.5%	89.3%
32		94.8%		
33		94.4%	90.4%	86.5%
34		93.2%		84.9%
35		92.1%		
36	89.6%	91.1%	88.1%	
37	88.1%	89.9%	87.3%	
38	90.8%	88.9%		
39		87.9%	85.7%	
40		86.9%		
41	89.6%	86.3%		
42		85.3%	83.6%	
43		84.2%		
44		83.2%		
45		82.4%		
46	87.7%	81.7%	80.5%	
47	87.3%	81.2%	80.2%	
48		80.7%	79.7%	74.0%
49		80.1%	79.2%	73.7%
50		80.0%		
51	85.9%	79.6%	78.5%	73.4%
52	85.3%	79.3%	78.3%	73.4%
53	84.9%	79.1%	78.2%	
54		78.5%	78.1%	
55	84.1%	78.1%	77.8%	73.6%
56	84.0%	77.7%	77.5%	73.4%
57	83.4%	77.4%	77.3%	
58	82.9%	77.4%	77.8%	73.2%
59	82.5%	76.9%		
60	82.5% 82.1%	76.8%	76.9%	
	82.1%	76.8%	76.7%	72.5%
61				(17,0777777777777
62	81.7%	76.5%		72.4%
63	81.6%	76.4%	76.2%	72.4%
64	81.5%	76.3%	76.2%	72.3%
65	81.4%	76.3%	76.2%	72.3%